

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（海苔養殖施設）
発生日時	令和2年10月3日 00時00分ごろ
発生場所	愛知県知多町羽豆岬南方沖 師崎港南防波堤灯台から真方位237°500m付近 （概位 北緯34°41.7′ 東経136°58.2′）
事故の概要	プレジャーヨットRAGTIMEは、航行中、海苔養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年10月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット RAGTIME、5トン未満（長さ8.46m）
船舶番号、船舶所有者等	240-17638兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 右舷外板に擦過傷 海苔養殖施設 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、兵庫県赤穂市 に向け回航中、船長が、約6ノットの対地速力で海苔養殖施設の複数の 点滅灯を頼りに同点滅灯を右舷側近くに見て西進していた際、最後の 点滅灯が見えたので、同養殖施設から離れたと思って舵を操作しよう としたところ、同養殖施設に乗り揚げた。 本船は、乗り揚げに気付いた漁船に引き出され、自力航行した。 本船の喫水は、船首尾共に約1.0mであった。 船長は、初めての海域の航行であったものの、海苔養殖施設の位置 情報を把握しておらず、携帯電話の地図情報と海図を使用していた。
分析	本船は、西進中、船長が、海苔養殖施設の正確な位置を知らず、同 養殖施設に設置された点滅灯を右舷側近くに見て航行したことから、 同養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が西進中、船長が、海苔養殖施設の正確な位 置を知らず、同養殖施設に設置された点滅灯を右舷側近くに見て航行 したため、同養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・船長は、沿岸を航行する際は、事前に養殖施設の位置情報を入手 し、同施設から距離を離して航行すること。